

健康福祉部 地域福祉課

1 地域福祉審議会の開催

市の地域福祉施策に関する事項についての調査審議を行うもの。

令和5年度は審議会を1回開催し、第2次三田市地域福祉計画の進行管理及び第3次三田市地域福祉計画の取組状況についての審議を行った。

2 戦没者追悼式

日 時： 令和5年11月10日（金）

場 所： 三田市総合文化センター「郷の音ホール」小ホール

出席者： 128人

3 戦没者遺族の方への援護

傷病により死亡した軍人、軍属の遺族に対しては、公務扶助料あるいは遺族年金等が支給されるほか、戦没者の妻及び子も孫もない父母等に対しても特別給付金が支給される。

なお、公務扶助料等の受給者がいない遺族には特別弔慰金が支給される。

4 民生委員児童委員協議会

(1) 組織

三田市民生委員児童委員協議会は、三田地区、三輪地区、広野地区、小野・高平地区、藍・本庄地区、フラワー地区、すずかけ台・けやき台地区、あかしあ台・ゆりのき台・学園地区の8つの地区協議会で構成され、各地区協議会の代表者等による正副会長会、評議員会、研修部代表者会及び主任児童委員部会を組織している。

(2) 構成員（令和4年12月1日からの定数）

ア 民生委員・児童委員	218名
イ 主任児童委員	10名
ウ 民生・児童協力委員	436名

(3) 主な活動

- ア 個別援助活動
- イ 在宅福祉のためのネットワークづくり
- ウ 福祉コミュニティづくりの推進
- エ 児童の健全育成活動
- オ 研修部活動

5 民生委員推薦会

欠員補充のため、令和5年5月31日、令和5年10月11日の計2回、民生委員推薦会を開催し、県知事に推薦を行った。

6 ふれあい活動推進事業

(1) 目的

だれもが安心して豊かに暮らす地域づくりのために行っている住民の自主的な活動であり、市内9地区に「ふれあい活動推進協議会」を設立して事業を実施している。

(2) 事業

「各地区のふれあい活動推進協議会」では、地域社会において、ふれあいを基調とした次のような活動に取り組んでいる。

ア 小地域高齢者のつどい（概ね自治区単位）

イ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、外出困難な高齢者などを小地域で支えるネットワークづくり、ひとり暮らし高齢者との交流のつどい

ウ 福祉や保健ニーズの発見、情報収集

エ 友愛訪問、声かけ活動

オ 住民座談会

カ 健康講座

キ 地域での世代間交流事業

ク 地域ボランティア講座など人材育成事業

7 日本赤十字活動事業

日本赤十字社兵庫県支部の三田市地区として、区・自治会等の協力により赤十字会員増強運動、災害援助活動等を行っている。集まった活動資金は当地区における赤十字社活動はもとより、医療事業、血液事業また救急法の普及活動にも役立てられている。自然災害時の義援金受付、復興支援活動にも積極的に取り組んでいる。

また、平成20年度から三田市地区独自の災害見舞金制度を運営している。

日本赤十字社三田市地区災害見舞金等の支給

被害程度	見舞金の額	R 5 実績
全 壊 全 焼 全流失	1世帯につき 20,000円	—
半 壊 半 焼 半流失	1世帯につき 10,000円	—
床上浸水	1世帯につき 5,000円	—
重 傷 者	1人につき 10,000円	1件

8 災害救助

三田市災害見舞金等の支給

被害程度	見舞金等の額	R 5 実績
全 壊 全 焼 全流失	1世帯につき 30,000円	—
半 壊 半 焼 半流失	1世帯につき 20,000円	—
床上浸水	1世帯につき 5,000円	—
死 者	1人につき 20,000円	—
重 傷 者	1人につき 10,000円	1件

9 福祉バス借上事業補助制度

福祉・保健団体がその活動の向上を目的に実施する研修等の事業や、日頃外出の機会が少ない障害者や高齢者の外出支援などで使用する借り上げバス費用の一部を補助。（事業主体の三田市社会福祉協議会への補助）

実施件数 76件

【補助基準】

	使用の条件等	車イス 乗車	バス種類	助成率（ ）は限度額	
				1台目	2台目
(1)	29名～	無	大型バス	1 / 2 (40,000円)	1 / 4 (20,000円)
(2)	10名～28名		マイクロバス等	1 / 2 (30,000円)	1 / 4 (15,000円)
(3)	29名～(障害者団体及び小地域のつどい・サロン運営団体)	無	大型バス	3 / 4 (60,000円)	1 / 2 (40,000円)
(4)	10名～28名(障害者団体及び小地域のつどい・サロン運営団体)		マイクロバス等	3 / 4 (45,000円)	1 / 2 (30,000円)
(5)	リフト付き中型バス等の乗車定員数を超える場合	有	リフト付き大型バス	3 / 4 (70,000円)	
(6)	リフト付き中型バス等乗車定員数まで	有	リフト付き中型バス	3 / 4 (60,000円)	
(7)	(1)～(6)と福祉タクシーを併用	有	福祉タクシー	10 / 10 (30,000円)	
(8)	災害ボランティア支援	無	大型バス等	10 / 10 (200,000円)	

10 孤独・孤立対策

すべての市民が、人と人とのつながりを実感でき、悩みがある時には支援を求める声があげやすい社会を目指して孤独・孤立対策を実施。

(1) 孤独・孤立対策ポータルサイト

市ホームページ内に、様々な悩みのある人への各種相談窓口の案内や、市の孤独・孤立対策の取り組みなどの情報を集約したポータルサイトを令和4年度から開設し、一元的に支援情報を発信。

(2) 福祉総合相談窓口

福祉に関する困りごと全般についてどこに相談したらよいかわからない場合の相談に対応する「福祉相談窓口」（市役所本庁舎1階）と、継続的な相談支援により生活課題全般に対応する「生活安心サポートセンター」（三田市社会福祉協議会）を設置し、この2つを福祉総合相談窓口と位置付けて運用。

11 権利擁護支援事業

三田市権利擁護・成年後見支援センターにおいて、権利擁護支援を必要とする高齢者や障害者等への総合的な相談支援及び成年後見制度の利用に係る相談支援のほか、市民向け啓発研修会等を実施。（令和5年度：新規相談件数141件、実相談・支援件数223件）

12 生活困窮者自立支援事業

(1) 自立相談支援事業

三田市生活安心サポートセンターにおいて、生活困窮者等を対象に、就労その他の自立に関する相談支援、個々人の状態にあったプラン（自立支援計画）の作成等を実施。

（令和5年度：新規相談件数116件、実相談・支援件数434件）

(2) 住居確保給付金事業

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は喪失のおそれがある者のうち、就労能力及び就労意欲がある者に対して、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を目的として実施。支給期間は原則3ヶ月間（一定の条件の下、延長、再支給含め最大12ヶ月受給可能）。（令和5年度受給世帯数：1世帯）

【支給限度額（月額）】

単身世帯	32,300円	2人世帯	39,000円
3人～5人世帯	42,000円	6人世帯	45,000円
7人以上世帯	50,400円		

(3) 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。（令和5年度対象者数：1人）

(4) 就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難である生活困窮者及び生活保護受給者を対象に、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成を支援するセミナーと個別支援を実施。（令和5年度参加者：10人）

(5) 子どもの学習・生活支援事業

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右される貧困の連鎖を防止し、自立を促進するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもの対象に、指導員による学習支援や生活

習慣改善への助言などを実施。(令和5年度参加者：7人)

1.3 福祉相談窓口

福祉に関する困りごとがあり、どこに相談したらよいかわからない方などを対象に、福祉コンシェルジュを配置した福祉相談窓口を市役所本庁舎1階に開設し、困りごとの解決に向けたサポートを実施。(令和5年度相談件数：72件)

1.4 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活を支援するため、一世帯あたり3万円の給付金を支給。(令和5年度支給件数：7,990件)

1.5 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金追加支給

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活を支援するため、一世帯あたり7万円の給付金を追加支給。(令和5年度支給件数：8,319件)

1.6 物価高騰支援給付金

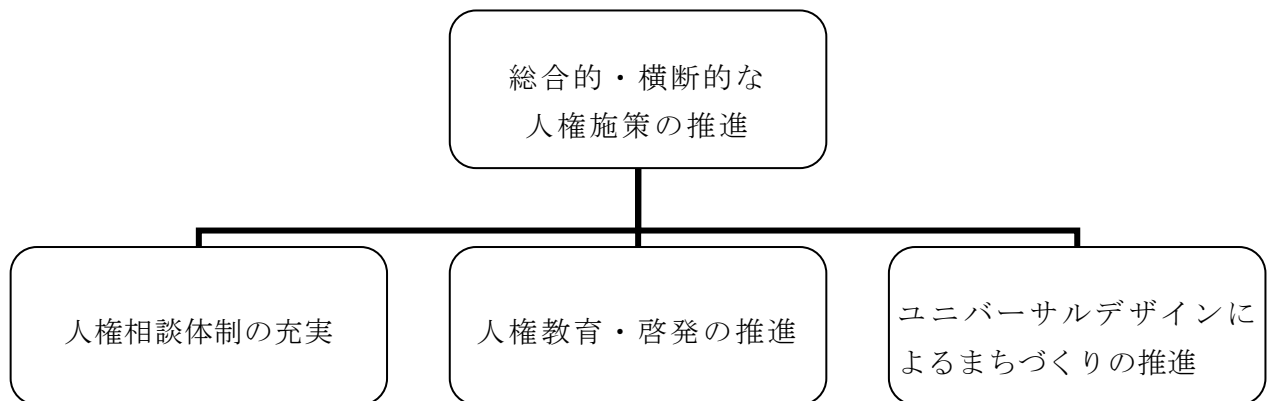
物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図ることを目的に、住民税均等割のみ課税される世帯への給付金(一世帯あたり10万円)及び住民税非課税世帯等の子育て世帯への「子ども加算」(子ども一人あたり5万円)を支給するもの。(令和5年度支給件数：住民税均等割のみ課税世帯への給付金1,297件、子ども加算924件)

人権共生推進課

1 人権のまちづくり推進事業

令和4年4月に「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」（略称・人権共生条例）が施行され、互いの人権を尊重し、一人一人の多様性を認め合い、社会的な孤立や排除から守り、人と人々が支えあい共に生きていく、誰もが自分らしく生きることができるまちの実現を目指す。

(1) 施策推進体系図



(2) 三田市人権のまちづくり推進本部

性的マイノリティ支援検討委員会 委員：16名（関係所管課長等）

三田市人権施策基本方針改定検討委員会 委員：19名（関係所管課長等）

2 人権教育・啓発事業

三田市人権施策基本方針の理念に基づき、部落差別を人権問題の重要な柱としてとらえ、今なお存在する差別の実態に学びながら、あらゆる機会に教育・啓発の推進に努める。

(1) 学習支援体制の充実

地域や各種組織、団体、事業所等における人権教育を推進するため主体的な学習活動を支援する。

ア 人権学習支援体制

(ア) 人権教育推進窓口体制

各組織・団体における主体的な人権学習の活性化を図るため、市の関係部署が担当業務と関連づけて人権学習の窓口となり、学習相談・連絡調整等を行う。

(イ) 人権研修学習協力体制

各組織・団体における主体的な人権学習の深化・充実を図るため、市管理職による学習協力及び支援活動を行う。

- イ 学習相談、学習協力
人権教育推進員の配置
- ウ 教材ライブラリ「学びの蔵」作成配布、視聴覚教材・書籍の貸出し（貸出数：延べ268本）
- エ 各種啓発資料作成

(2) 学習機会の提供(人権啓発講座、行政職員・教職員研修)

すべての人が幸せを感じる人権のまちづくりを実現するため、多様な学習機会の一環として、「市民啓発講座」と「行政職員・教職員研修」を開催する。

- ・市民啓発講座
4講座 参加者延べ人数：155名

(3) 啓発・広報活動

啓発、広報活動の充実・人権教育に対する理解を広め、人権意識の普及、高揚を図るため、様々な機会と場を通じた多様な啓発、広報活動を行う。

ア 啓発広報誌「人権さんだ」の市内全戸配布（毎月1日）

イ 人権啓発看板設置事業
市内公共施設等に設置（87ヶ所）

ウ 8月「人権のまちづくりをすすめる市民運動」啓発強調月間の推進

- (ア) 人権ポスター・標語募集事業
 - a ポスター応募者数：23名
 - b 標語応募者数：265名

- (イ) 市内啓発横断幕等設置
 - a 期間：7月31（月）～8月31日（木）
 - b 設置数：市内3ヶ所

エ 10月「性的マイノリティ支援強調月間」の推進

- (ア) のぼり設置
 - a 期間：10月2日（月）～10月31日（火）
 - b 設置：三田市役所

- (イ) 性的マイノリティを学ぶブックフェアの開催
 - a 期間：10月2日（月）～10月15日（日）
 - b 設置：市立図書館本館1階ギャラリー

オ 12月「人権週間（4日～10日）」の推進

- (ア) 人権と共生社会を考える市民のつどい
 - a 開催日時：12月2日（土）13時30分から16時00分
 - b 開催場所：総合文化センター（郷の音ホール）大ホール
 - c 内容：人権標語・ポスター優秀賞表彰・4コマまんが特選表彰
小学校の児童及び中学、高等学校の生徒による人権作文発表、
人権講演「いまあらためて部落問題を考える～インターネット上の部落差別をめぐる現状と課題」講師：関西学院大学非

常勤講師 北川 真児さん

d 参加人数：211名

(イ) 人権ポスター・標語展示

a 期 間：12月8日（金）～12月18日（月）

b 場 所：市役所本庁舎

(ウ) 人権ブックフェアの開催

a 期 間：12月6日（水）～12月20日（水）

b 場 所：市立図書館本館ギャラリー

(エ) 啓発懸垂幕設置

a 期 間：12月1日（金）～12月21日（木）

b 設 置：三田市役所

カ 拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い-奪還-

(ア) 開催日 令和6年1月13日（土）

(イ) 会 場 総合文化センター（郷の音ホール）大ホール

(ウ) 主 催 政府拉致問題対策本部、兵庫県、三田市

(4) 市民との協働の活性化

市民と行政が協働する^{さんだしじんけん}三田市人権を^{かんが}考える会^{かい}の一層の活性化を図り、市民参画による推進を進める。

ア 役員研修会

(ア)開催日時：3月8日（金）19時00分から21時00分

(イ)場 所：まちづくり協働センター 多目的ホール

(ウ)内 容：講演会「兵庫における部落差別の現状と取り組み」
（講師 春川 政信さん）

イ 研究大会「三田幸せプロジェクト～明るい未来へ～」

(ア)開催日時：8月20日（日）10時00分から12時30分

(イ)開催場所：総合福祉保健センター、商工会館、まちづくり協働センター

(ウ)内 容：全体テーマ「あなたに伝えたい私のこころ」、分科会（高齢者
の人権について考える・子どもの人権について考える・多文化共生について考える）

(エ)参加者数：331名

ウ 部会活動

(ア)小学校区地域部会

地域住民と学校とが一体となり、19の地域部会がそれぞれの地域に根ざした人権教育の深化・充実へ向け取り組んでいる。

(イ)専門部会

各組織活動に応じて人権教育を深化・充実させるための研修及び研究活動を行うことを目的に、10の専門部会にわかれて活動している。

エ その他

(ア)実践報告集「つながる」の作成・配布

(イ) ラブピース4コマまんがコンテストの実施(284点応募)

3 人権相談事業

人権に関する相談に的確に対応するため、「人権に関する総合相談窓口」「性的マイノリティ特設電話相談窓口」を設置するとともに、人権擁護委員による相談日を開設し、人権侵害に対する相談などについて法務局や関係機関と連携を図り迅速な対応を行う。

(1) 人権に関する総合相談窓口

- ア 場所：人権共生推進課併設相談室
- イ 相談員：人権共生推進課職員
- ウ 方法：面談・電話・FAX・E-mail
- エ 実施日：(面談・電話)月曜日～金曜日9時00分～17時00分
※FAX・E-mailは24時間受付
- オ 内容：人権問題全般に関する相談、人権学習全般に関する相談
- カ 件数：(人権相談)250件(学習相談)21件

(2) 性的マイノリティ特設電話相談

- ア 場所：人権推共生進課併設相談室又は相談者自宅等
- イ 相談員：専門相談員
- ウ 方法：電話
- エ 実施日：相談したい人と相談員と調整のうえ相談日時を設定
- オ 受付：(面談・電話)月曜日～金曜日9時00分～17時00分
※FAX・E-mailは24時間受付
- カ 件数：5件(性自認：2件、その他：3件)
※上記のうち相談員へ繋いだ件数0件

(3) 人権擁護委員による相談

- ア 場所：まちづくり協働センター
- イ 実施日：各月第4木曜日13時00分～16時00分
- ウ 件数：4件

(4) インターネット差別書き込みモニタリング事業

- ア 実施日：週2回
- イ 調査員：人権共生推進課職員
- ウ 方法：主要掲示板を中心にキーワード入力による検索を行い、悪質な書き込みに対し削除要請を行う。
- エ 削除要請：4件

4 平和推進事業

平成元年3月に「非核平和都市宣言」を行い、平和の意義や尊さについて市民が

考える機会として、8月を「平和について考える市民月間」と位置づけ啓発事業を実施している。

(1) 平和を考える市民のつどい

- ア 開催日時：8月6日（日）13時30分から16時00分
- イ 開催場所：総合福祉保健センター
- ウ 開催方法：対面開催及び録画映像のオンライン配信
- エ 内 容：三田少年少女合唱団による平和の歌、戦争体験者の講話、平和の講話、平和の鐘

(2) 市内小学生平和新聞展（協力校）

- ア 展示期間：8月1日（火）～8月21日（月）
- イ 展示場所：総合福祉保健センター及び市役所本庁舎
- ウ 内 容：市内小学校による平和新聞等

(3) 核実験に対する抗議書の送付

「非核平和都市宣言」以後、「核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴える」姿勢のもと、核実験を実施した国に対し、「今後一切の核実験を行わず、一日も早く地球上から核兵器が廃絶されることを求め」強く抗議を行っている。

*令和5年度は送付無

(4) 平和首長会議の加盟

都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起する取組などを推進し、もって世界恒久平和の実現に寄与することを目的として、広島市及び長崎市が中心となり昭和57年に設立された機構である「平和首長会議」に、平成25年8月から加盟している。

10月18日（水）第11回平和首長会議国内加盟都市会議総会（姫路市）に市長が出席。

5 国際交流・多文化共生

(1) 姉妹都市交流

姉妹都市（豪州ブルーマウンテンズ市、米国キティタス郡、韓国済州市）との交流を通じて、市民の国際交流・国際理解意識の向上を図る。

ア ブルーマウンテンズ市との交流

(ア) ブルーマウンテンズ市で三田市児童・生徒絵画展を開催

ウィンマリー高校及びスプリングウッド図書館

期間：10月

(イ) まちづくり協働センターにて姉妹都市子ども絵画展の開催

期間：11月8日（水）～11月22日（水）

展示作品：ブルーマウンテンズ市児童絵画作品

(ウ) 12月2日（土）に、ブルーマウンテンズ市姉妹都市委員会で、三田

市からの姉妹都市提携35周年記念ビデオメッセージの放映

(エ) 11月18日(土)に、Friendship Day in SANDAにてブルーマウンテンズ市からの姉妹都市提携35周年祝賀文の紹介

(オ) 三田国際マスタースマラソン選手受入れ

期間：12月14日(木)～12月19日(火)

人数：ランナー2人

イ キティタス郡との交流

(ア) キティタスカウンティフェアで三田市児童・生徒の絵画展示

期間：8月31日(木)～9月4日(月)

(イ) まちづくり協働センターにて姉妹都市子ども絵画展の開催

期間：11月8日(水)～11月22日(水)

展示作品：キティタス郡児童絵画作品

(ウ) 三田国際マスタースマラソン選手等受入れ

期間：12月14日(木)～12月19日(火)

人数：ランナー2人、関係者1人

ウ 濟州市との交流

(ア) 濟州市で三田市児童・生徒の絵画・書道作品展示

期間：12月16日(土)～12月21日(木)

(イ) 市役所本庁舎デジタルサイネージ及びまちづくり協働センターにて姉妹都市子ども絵画展の開催

期間：11月8日(水)～11月22日(水)

展示作品：濟州市児童絵画・書道作品

(ウ) 三田国際マスタースマラソン選手等受入れ

期間：12月14日(木)～12月18日(月)

人数：ランナー5人、行政関係者2人

(2) 多文化共生推進事業

在住外国人の生活支援を行い、地域の多文化共生を進める。

ア 市広報紙多言語版(英語・中国語・ハングル)発行(12回)

イ 通訳・翻訳事業

市役所、学校等における通訳ボランティア派遣(13回)、文書の翻訳(2件)

ウ 外国人市民生活支援事業、多文化共生事業

(ア) 運営方法 委託

(イ) 運営団体 三田市国際交流協会

(ウ) 業務内容

a 外国人防災事業「外国人市民防災訓練」

3月17日(日)参加者9か国21人、日本人5人

b 外国人就労支援事業「外国人のための就労セミナー」

9月8日(金)外国人参加者6人、事業者6社

ｃ 多文化共生事業「Friendship Day in SANDA」

11月18日（土）参加者約300人（関係者を含む）

エ 行政情報多言語化

（ア）多言語版子育てハンドブック（英語・中国語）の改訂

（イ）住民票の写し・印鑑登録証明書交付申請書（英語・中国語・ベトナム語版）の作成

（3）国際交流プラザの運営

国際交流、多文化共生等にかかる情報提供・啓発、及び一元的相談窓口として外国人市民を支援する。

ア 運営方法 委託（三田市国際交流協会）

イ 所在地 まちづくり協働センター内（駅前町2-1 キッピーモール6階）

ウ 開設時間 10時00分～17時00分

エ 休所日 火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

オ 業務内容 ・国際交流、多文化共生等に関する各種情報の収集と発信
・情報提供等を通じた外国人市民生活支援
・外国人相談 年間相談件数219件
・外国人よろず相談 特別相談事業2回
（教育相談会、行政書士による在留資格個別相談会）
・企画展示（写真展「ブルガリアってこんな国」）
・国際交流に関するタイムリーな情報発信（随時情報ボードに掲示）

カ 利用者数 5,392人

（4）三田市地域日本語教育推進基本方針の推進

ア 三田市地域日本語教育懇話会の開催

（ア）目的：本市の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

（イ）委員構成：10人（学識経験者3人、市長が必要と認める者：支援団体、支援者、学校関係者、事業者、当事者（外国人市民）6人、市民1人）

（ウ）任期：令和4年3月23日～令和6年3月22日

（エ）会議開催数：2回

（オ）会議内容：第1回 方針策定後の取り組みについて、今年度の取り組みについて、第2回 今年度の取り組みと来年度の予定について

イ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 阪神地域モデル事業

（ア）阪神地域調整会議 第1回 6月30日（金）、第2回 1月26日（金）

（イ）地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

a 運営方法 委託（三田市国際交流協会）

b 業務内容

- ・地域コーディネーターの配置

- ・日本語教師による日本語講座

：初級日本語教室「さんだ 暮らしのにはんご教室」

4月23日（日）～7月9日（日）全12回 三田会場 参加者10人

9月10日（日）～11月26日（日）全12回 ウッディタウン会場
参加者7人

：テーマ型日本語教室「地域の防災訓練に参加しよう」1月20日（土）

松が丘小学校 参加者16人、日本人支援者5人

- ・住民参加型イベント

：支援者向け講座8月26日（土）参加者27人

：一般向け「やさしい日本語講座」11月18日（土）参加者43人

：事業者向け「やさしい日本語講座」1月12日（金）参加者38人

(5) 国際交流団体（三田市国際交流協会）との連携・調整

ア 市民を主体として姉妹都市や海外諸都市との交流及び多文化共生のまちづくりを進め、地域社会と国際化の推進に寄与することを目的に活動。平成元年に設立。

イ 会員 法人10、団体12、個人363

ウ 補助金による事業

- ・生活支援事業（在住外国人のための日本語教室、子ども日本語・学習支援教室、日本語教育ボランティア養成講座）

- ・国際交流DAY 8月5日（土）

- ・広報紙「パイン倶楽部」発行

6 男女共同参画

(1) 三田市男女共同参画推進委員会の運営

ア 目的：男女共同参画の推進に関する事項の調査審議

イ 委員構成：10人（学識経験者2人、各種団体代表等5人、市民3人）

ウ 任期：令和4年7月25日～令和6年7月24日

エ 会議開催数：2回

オ 会議内容：第1回及び第2回

第6次三田市男女共同参画計画の推進方策についての検討

(2) 男女共同参画に関する市職員研修開催

ア 内容：ワークライフ・デザイン講座「キャリアもライフもデザインしよう！」

イ 講師：小田中美穂氏、野間和美氏

ウ 研修方法：集合研修（11月29日、12月12日、1月16日）

(3) 女性のための相談実施事業

ア 女性のための相談

夫婦のこと、子育てや親との関係、職場での人間関係など、さまざまな問題に対する相談

(ア)相談日：毎週月～金曜日 9時00分～17時30分

第2・4土曜日 9時00分～17時30分

(イ)相談件数：138件

(ウ)主な相談内容：人間関係、男女・夫婦関係、生きかたなど

イ 配偶者暴力相談

配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者の相談・支援を実施。

(ア)相談日：毎週月～金曜日 9時00分～17時30分

第2・4土曜日 9時00分～17時30分

(イ)相談件数：529件（他連携機関からの件数も含む）

(4) 男性のための電話相談実施事業

男性が弱音や悩みなどを相談できる場として、相談事業を実施

ア 相談日：第4木曜日 18時00分～20時00分（電話相談専用携帯電話回線のみ）

イ 相談件数：1件

(5) 人権・男女共同参画プラザ

ア 設置目的：男女共同参画に関する情報を集約・整理・提供するほか、男女共同参画に関する啓発事業等を行う。

イ 運営方法：委託（運営団体：一般社団法人アスパラガス）

ウ 開設時間：10時00分～17時00分

エ 休 所 日：水曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

オ 業務内容

(ア)男女共同参画に関する情報の収集・提供

・情報ボード、展示コーナーの活用

・女性チャレンジひろばの管理・運営

・女性チャレンジひろば事業 兵庫県出前チャレンジ相談「女性のための就業・チャレンジ相談」（年6回、延べ16人）

・SNSの運用（Facebook、Instagram）

(イ)来訪者への案内及び電話対応

(ウ)啓発業務

・各種啓発講座

（内容）

シングルマザーのためのパソコン基礎講座、心とからだを守る力を引き出すために、女性のための働き方セミナー、女性のためのチャレンジ相談、働く×育てるcafé、日々の暮らしのためのクッキング講座、パープル

リボンキャンペーン、ライフスタイルアップ連続講座、ならいごと+ま
ーけっと、おしゃべりサロンここから、ハッピーワークハッピーライフ
など

- ・他機関との連携事業
- ・アウトリーチ
- ・購入図書・ビデオ等の提案

カ 来所者数 延べ 897人

生活福祉課

1 生活保護

生活保護は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、世帯の自立を助けることを目的として行っている。

(1) 保護状況（令和 6 年 3 月末現在）

被保護世帯	305 世帯
被保護人員	359 人
保護率	0.34%

(2) 過去 3 年間の保護費支給状況

（単位：千円）

扶助の種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活扶助	163,792	161,310	161,221
住宅扶助	71,043	72,647	73,282
教育扶助	1,816	1,118	703
介護扶助	10,137	10,554	11,234
医療扶助	469,731	567,960	549,432
出産扶助	0	0	0
生業扶助	756	425	835
葬祭扶助	2,271	2,044	844
就労自立給付金	60	321	295
進学準備給付金	0	0	0
施設事務費	13,130	11,497	15,206
委託事務費	0	0	172
計	732,736	827,876	813,224
月平均世帯数	291	296	300
月平均人数	367	360	355

(3) 生活保護法第 38 条による救護施設入所措置

身体上または精神上著しい障害がある為に、日常生活が困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行っている。

（令和 6 年 3 月末現在）

施設名	所在地	入所者数
桃李園	加東市稲尾 383-40	3 名
三恵園	豊能郡能勢町大里 222-4	2 名
ひまわり苑	神戸市北区有野町有野 1511-2	1 名

2 外国籍高齢者等特別給付金、外国籍重度障害者等特別給付金

老齢または障害を事由として給付される国民年金の受給資格を国籍要件のために得ることができなかつた在日外国籍高齢者、重度障害者等に対し、福祉給付金を支給している。

(1) 三田市外国籍高齢者等特別給付金の支給状況 (令和5年度)

対 象	金 額	受給者数
制度的な高齢無年金者	一人あたり 年額 406,092 円 (月額 33,841 円)	0 名

(2) 三田市外国籍重度障害者等特別給付金の支給状況 (令和5年度)

対 象	金 額	受給者数	
制度的な重度障害無年金者	昭和31年4月1日以前生まれの者	一人あたり 年額 990,744 円 (月額 82,562 円)	0 名
	昭和31年4月2日以降生まれの者	一人あたり 年額 993,744 円 (月額 82,812 円)	0 名
制度的な中度障害無年金者	昭和31年4月1日以前生まれの者	一人あたり 年額 792,600 円 (月額 66,050 円)	0 名
	昭和31年4月2日以降生まれの者	一人あたり 年額 795,000 円 (月額 66,250 円)	0 名

3 中国残留邦人等の方への支援給付制度

中国残留邦人等の特別な事情に鑑み、安心して老後の生活が送れるよう平成20年4月1日から法律に基づき施行された制度。老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に中国残留邦人等及びその配偶者の方々に支給。(令和6年3月末対象者：0名)

4 住宅管理

(1) 市営住宅

構造	建築年度	名 称	位 置	階 層	戸 数
耐火	平成7年度	大池南	屋敷町	3階建	24戸
	平成8年度	南が丘第2	南が丘1丁目	5階建	25戸
	平成10年度	西山1号棟	西山2丁目	5階建	30戸
	平成12年度	西山2号棟	西山2丁目	5階建	65戸
	平成13年度	西山3号棟	西山2丁目	3階建	15戸
	平成15年度	西山高層	西山2丁目	9階建	70戸
	平成18年度	南が丘団地	南が丘1丁目	7階建	70戸
合計					299戸

(2) 改良住宅

構造	建築年度	名称	位置	階層	戸数
準耐火	昭和50年度	東山住宅	東山	2階建	14戸
	昭和51年度	桑原住宅	桑原	2階建	6戸
耐火	昭和57年度	広沢住宅	上井沢	2階建	10戸
合計					30戸

(3) 市営住宅の募集及び入居審査

名称	募集期間	種別	募集戸数	合計
第1回募集	令和5年10月2日 ～令和5年10月16日	一般世帯向け	10戸	14戸
		シルバーハウジング	2戸	
		単身世帯向け	1戸	
		車椅子常用者向け	1戸	
第2回募集	令和6年2月1日 ～令和6年2月16日	一般世帯向け	8戸	11戸
		シルバーハウジング	2戸	
		車椅子常用者向け	1戸	

(4) 市営住宅等の維持管理

- ア エレベーター保守点検業務（南が丘第2、西山団地、西山高層、南が丘）
- イ 市営住宅植栽管理業務
- ウ 市営住宅消防設備法定点検業務
- エ 市営住宅受水槽清掃業務
- オ 市営住宅緊急通報システム定期メンテナンス業務
- カ 市営住宅緊急通報システム業務
- キ 東山改良住宅合併浄化槽維持管理業務
- ク 市営住宅排水管清掃業務
- ケ 市営住宅管理システム保守業務
- コ 市営住宅・改良住宅に係る施設賠償責任保険の契約締結
- サ 三田市公営住宅等長寿命化計画策定業務
- シ 市営住宅西山高層給湯設備改修工事
- ス 広沢改良住宅防蟻修繕工事
- セ 市営住宅エレベーター機能維持修繕工事
- ソ その他修繕・工事（入居前修繕ほか）

※ 委託業務一覧

No.	委託業務名	委託金額（円）	備考
1	市営住宅管理システム保守業務	484,836	
2	市営住宅南が丘団地エレベーター保守点検業務	910,800	
3	市営住宅西山団地エレベーター保守点検業務	2,811,600	
4	市営住宅西山高層エレベーター保守点検業務	805,200	
5	市営住宅南が丘第2団地エレベーター保守点検業務	712,800	
6	東山改良住宅合併浄化槽維持管理業務	275,000	
7	市営住宅受水槽清掃業務	212,850	
8	市営住宅消防設備法定点検業務	638,000	
9	市営住宅植栽管理業務	3,133,900	
10	市営住宅緊急通報システム定期メンテナンス業務	616,000	
11	市営住宅緊急通報システム業務	58,190	
12	三田市公営住宅等長寿命化計画策定業務	2,475,000	

5 住宅政策

(1) 兵庫県営住宅入居申込案内書の配布

障害福祉課

1. 障害者（児）福祉

(1) 身体障害者手帳交付の状況

令和6年3月31日現在

ア 障害別手帳所持者数

(単位：人)

視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
206	321	56	2,034	1,295	3,912

イ 等級別手帳所持者数

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
1,253	531	639	1,039	266	184	3,912

(2) 療育手帳交付の状況

重度(A)	中度(B1)	軽度(B2)	合計
362	218	525	1,105

(3) 精神保健福祉手帳保持者

1級	2級	3級	合計
112	438	349	899

(4) 自立支援サービスの状況

ア 自立支援給付費等の支給状況

令和5年3月～令和6年2月実績

サービス種別	利用者数	給付量	利用者負担	支給額
訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・ 行動援護・同行援護)	1,719人	66,579時間	1,308,388円	307,278,252円
日中活動系サービス (生活介護・自立訓練・就労移 行支援・就労継続・就労定 着支援)	5,693人	98,562日	2,275,932円	963,419,443円
短期入所	822人	4,454日	373,012円	48,177,317円
療養介護	167人	5,086日	0円	48,021,840円
居住系(グループホーム)	920人	23,918日	246,302円	135,057,731円
施設入所支援	979人	29,046日	0円	133,710,964円
相談支援給付	1,788人	—	—	31,998,711円
障害児通所給付 (児童発達支援・放課後等テ ィアサービス・保育所等訪問支援)	5,353人月	38,994日	14,112,855円	490,240,578円
障害児相談支援	1,087人	—	—	21,244,107円

イ 施設入所の状況(※三田市援護者のみ)

令和6年3月31日現在

種 類	施 設 名	所 在 地	入所人員
施設入所支援	希望の家グリーンホーム	宝塚市玉瀬字田畠10	3
	三田療護園	三田市東本庄1188	10
	沢谷荘	三田市沢谷字小田1298	13
	東山荘	三田市四ツ辻719-1	16
	丹南精明園	篠山市西古佐700	1
	赤穂精華園成人寮	赤穂市大津1327	1
	出石精和園成人寮	豊岡市出石町荒木1300	1
	二郎苑	神戸市北区有野町二郎字籠谷898-10	2
	みつみ学苑	丹波市山南町岩屋2004	4
	春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	2
	はんしん自立の家	宝塚市美幸町11番16号	2
	六甲園	西宮市山口町下山口字茶屋ヶ谷1301-1	1
	三田こぶしの園	三田市東本庄1188	14
	オレンジ西宮	西宮市山口町名来1076-1	2
	ひふみ園	神戸市北区山田町藍那字瀬戸2-4	1
	神戸光の村授産学園	神戸市北区淡河町木津383	1
	希望の家サンホーム	宝塚市玉瀬字田畠9	1
	光道園ライフトレーニングセンター	福井県鯖江市和田町9-1-1	1
	自立生活訓練センター	神戸市西区曙町1070	2
	千里みおつくしの杜くりのみ寮	大阪府吹田市古江台6丁目2番6号	1
サンライズ	大阪府茨木市大字泉原37番地7	1	
第2三恵園	大阪府豊能郡能勢町大里222-5	1	
療養介護	兵庫中央病院	三田市大原1314	9
	大阪刀根山医療センター	大阪府豊中市刀根山5-1-1	1
	医療福祉センターさくら	三田市東本庄1188	4
合 計			95

ウ 補装具交付・修理の状況

種 目	障害者	障害児	合計
義手	1 件	0 件	1 件
義足	4 件	0 件	4 件
下肢装具	1 1 件	1 1 件	2 2 件
靴型装具	4 件	0 件	4 件
体幹装具	1 件	0 件	1 件
上肢装具	1 件	0 件	1 件
座位保持装置	1 5 件	2 2 件	3 7 件
盲人安全つえ	1 0 件	0 件	1 0 件
義眼	0 件	1 件	1 件
眼鏡	6 件	0 件	6 件
補聴器	6 1 件	5 件	6 6 件
人工内耳	0 件	3 件	3 件
車いす	2 9 件	1 4 件	4 3 件
電動車いす	5 件	3 件	8 件
座位保持いす	0 件	4 件	4 件
起立保持具	0 件	5 件	5 件
歩行器	1 件	0 件	1 件
頭部保持具	0 件	0 件	0 件
歩行補助つえ	1 件	1 件	2 件
重度障害者用意思伝達装置	0 件	0 件	0 件
合 計	1 5 0 件	6 9 件	2 1 9 件

(5) 地域生活支援事業の状況

ア 相談支援事業の状況

相談支援機関	相談件数	主な相談内容
障害者生活支援センター	2,994 件	生活全般に係る相談、福祉サービス利用の援助など

障害者就業支援センター	5,167 件	就労に関する相談、職場定着支援、職場実習支援など
精神障害者支援センター	1,582 件	精神障害者の生活・医療・就労等に関する相談など
基幹相談支援センター	2,779 件	暮らしに関する総合的な相談、相談支援に関する専門的な相談など

イ コミュニケーション支援事業の状況

意思疎通支援者数		
手話通訳	要約筆記	計
17	18	35

	派遣回数			派遣時間		
	手話通訳	要約筆記	計	手話通訳	要約筆記	計
個人派遣	268	37	305	454	66	520
団体派遣	97	93	190	404	717	1,121

ウ 日常生活用具給付の状況

種 目	障害者	障害児	合計
特殊寝台	1件	0件	1件
特殊マット	2件	1件	3件
洗浄機能付き便座	0件	0件	0件
活字文字読上げ装置	6件	0件	6件
聴覚障害者用屋内信号装置	3件	0件	3件
訓練いす	0件	0件	0件
入浴補助用具	2件	3件	5件
体位変換器	1件	0件	1件
移動・移乗支援用具	1件	0件	1件
頭部保護帽	2件	1件	3件
電磁調理器	0件	0件	0件
火災警報器及び火災警報器用屋内信号装置	2件	0件	2件

移動用リフト	0件	0件	0件
ネブライザー（吸入器）	4件	0件	4件
電気式たん吸引器	3件	0件	3件
盲人用体温計（音声式）	2件	0件	2件
盲人用体重計	3件	0件	3件
携帯用会話補助装置	1件	0件	1件
情報・通信支援用具	2件	0件	2件
視覚障害者用ポータブルレコーダー	5件	0件	5件
点字器	0件	0件	0件
視覚障害者用拡大読書器	5件	0件	5件
盲人用時計	3件	0件	3件
聴覚障害者用通信装置	3件	0件	3件
人工喉頭	3件	0件	3件
ストマ用装具	1,508件	0件	1,508件
紙オムツ	207件	164件	371件
居宅生活動作補助用具	1件	0件	1件
人工内耳体外部装置	0件	0件	0件
合 計	1,770件	169件	1,939件

エ 移動支援・日中一時支援の状況

令和5年4月～令和6年3月実績

	利用者数	給付量	利用者負担	支給額
移動支援事業	1,343人	14,643時間	251,207円	34,250,252円
日中一時支援事業 （日帰り短期入所）	672人	5,484日	224,553円	16,093,087円

オ 地域活動支援センターの状況（※三田市在住者のみ）令和6年3月31日現在

種 類	施 設 名	所 在 地	利用人数
Ⅲ型	ひだまり	神戸市北区谷上東町8-21シャトーノルデュールⅡ	1名
	作業所ゆう	三田市池尻114-7	11名

	第2にじの家	三田市大原一ツ塚2213	6名
	Wakaba	宝塚市小林5-3-43エッセイ宝塚106	1名
	necoris	西宮市名塩新町3-2	2名

カ 福祉ホームの状況

種類	施設名	所在地	利用人数
精神	西山寮	三田市西山2丁目22-10	2名

キ 訪問入浴サービス事業の状況

登録者数	1名	延利用回数	63回
------	----	-------	-----

(6) 重度心身障害者(児)介護手当支給の状況

受給資格	支給額	受給者数
重度の障害者(児)の介護者 (身障1・2級又は療育A)	年額 100,000円	3名

(7) 特別障害者手当等支給の状況

令和5年2月～令和6年1月実績

受給資格	特別	支給額	受給者数
常時特別な介護を必要とする 20歳以上の障害者	特別障害者手当	月額 27,980円	1,084名
	経過的福祉手当	月額 15,220円	36名
常時特別な介護を必要とする 20歳未満の障害者	障害児福祉手当	月額 15,220円	784名

(8) 障害者外出支援事業(タクシー料金助成利用券支給)の状況

対象者	支給者数	発行枚数	使用枚数
身体障害 1級・2級	1,045名	48,100枚	26,252枚 (利用率:45.1%)
知的障害 A	170名	8,064枚	
精神障害 1級	47名	2,056枚	
合計	1,262名	58,220枚	

助成方法 : 1ヶ月当たり4枚、1枚580円

(9) 児童発達支援センター 通園状況

指定管理者：公益財団法人 ひょうご子どもと家庭福祉財団

指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

所在地：三田市井ノ草808

「かるがも園」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開設日	17日	20日	22日	20日	18日	20日	22日	21日	17日	18日	19日	16日	230日
延べ利用園児数	391人	469人	482人	459人	428人	505人	540人	473人	424人	443人	474人	417人	5,505人

「すくすく教室」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開設日	12日	22日	17日	16日	15日	18日	17日	17日	13日	14日	16日	11日	188日
延べ利用園児数	60人	88人	88人	87人	72人	100人	114人	119人	99人	92人	115人	97人	1131人

「たけのこクラブ」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開設日	6日	6日	9日	8日	7日	9日	8日	7日	7日	7日	8日	7日	89日
延べ利用園児数	47人	40人	66人	50人	52人	59人	61人	50人	55人	55人	53人	60人	648人

「基本相談」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	16件	17件	24件	17件	13件	7件	21件	15件	15件	16件	21件	23件	205件

「特定相談」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	5件	0件	0件	1件	1件	3件	1件	2件	0件	1件	2件	1件	17件

「障害児相談」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	40件	25件	30件	27件	41件	26件	20件	33件	24件	33件	33件	35件	367件

(10) 障害者ワークチャレンジ事業「トライ」 開設状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開設日	12日	12日	13日	12日	10日	12日	12日	12日	12日	11日	10日	12日	140日

「実施状況(作業項目)」

- ア 水やり(62件)
- イ 封入, 差し込み(35,943件)
- ウ スタンプ押印(19,290件)
- エ 封筒資料折り(9,280件)
- オ 資料作成, 修正(3,372件)
- カ その他(25,341件)

(11) 障害者アンテナショップ 開設状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開設日	20日	20日	21日	20日	18日	20日	21日	20日	14日	19日	19日	20日	232日
来客者数	885人	778人	877人	860人	733人	845人	766人	855人	821人	805人	788人	960人	9,973人

(12) 障害者虐待対応の状況

通報受理件数	10件
うち虐待認定件数	3件

介護保険課

1 被保険者資格

- (1) 第1号被保険者のいる世帯数 21,305世帯（全世帯数：47,166）
 (2) 第1号被保険者数

（単位：人）

年齢区分	令和5年3月末現在	令和6年3月末現在
65歳～75歳未満	16,759	16,779
75歳以上	13,605	14,617
（再掲）外国人被保険者	191	193
（再掲）住所地特例被保険者	132	153
計	30,364	31,396
全人口	107,744	106,691

* 住所地特例被保険者＝介護保険施設に入所することにより、施設の所在地に住所を移した者は、引続き従前市町村(住所移転前の市町村)の被保険者となる。

2 保険料

- (1) 保険料基準額（月額） 5,621円
 (2) 所得段階別第1号被保険者数

所得段階	被保険者数 （人）	割合 （%）	年額保険料
第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	3,600	11.5	20,230円 基準額×0.3 ※公費により0.5から0.3に軽減しています
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	1,985	6.3	33,720円 基準額×0.5 ※公費により0.625から0.5に軽減しています
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	1,669	5.3	47,210円 基準額×0.7 ※公費により0.75から0.7に軽減しています

第4段階			
世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	3, 929	12.5	60, 700円 基準額×0.9
第5段階			
世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	4, 321	13.8	67, 450円 基準額
第6段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が135万円未満の方	5, 953	19.0	80, 940円 基準額×1.2
第7段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が135万円以上210万円未満の方	4, 240	13.5	87, 680円 基準額×1.3
第8段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	2, 835	9.0	101, 170円 基準額×1.5
第9段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1, 090	3.5	114, 660円 基準額×1.7
第10段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	916	2.9	128, 150円 基準額×1.9
第11段階			
本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上の方	858	2.7	141, 640円 基準額×2.1
合計	31, 396	100.0	

(3) 保険料収入状況

(単位：円)

区分		令和4年度				
		調定額	収入済額※	不納欠損	未収額	収納率 (%)
現年度分	特別徴収	1,910,172,470	1,910,172,470			100.00
	普通徴収	219,703,400	210,898,740	0	8,804,660	95.99
	計	2,129,875,870	2,121,071,210	0	8,804,660	99.59
滞納繰越分	普通徴収	23,767,984	4,963,976	6,062,960	12,741,048	20.89
合計		2,153,643,854	2,126,035,186	6,062,960	21,545,708	

区分		令和5年度				
		調定額	収入済額※	不納欠損	未収額	収納率 (%)
現年度分	特別徴収	1,954,197,520	1,954,197,520			100.00
	普通徴収	244,162,260	236,457,260	0	7,705,000	96.84
	計	2,198,359,780	2,190,654,780	0	7,705,000	99.65
滞納繰越分	普通徴収	21,444,548	3,863,908	5,903,300	11,677,340	18.02
合計		2,219,804,328	2,194,518,688	5,903,300	19,382,340	

※「収入済額」は還付未済控除後の額

3 要介護認定の状況

(1) 申請事由別申請件数

(単位：件)

		令和4年度	令和5年度
申請件数		6,045	5,721
事由	新規	1,555	1,525
	更新	3,903	3,725
	転入	125	114
	区分変更等	462	357

(2) 認定審査会開催状況

	令和4年度	令和5年度
開催回数(回)	94	112
審査件数(件)	2,874	3,847

(3) 要介護(要支援)認定者数

(単位：人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
令和4年度末	1,186	616	1,292	685	633	531	364	5,307
令和5年度末	1,168	667	1,372	710	606	543	392	5,458

(4) 認定審査会委員

構成	人数	摘要
保健	6	合議体数 5 (1合議体：5～6名)
福祉	11	
医療	10	
計	27	

(5) サービス利用人数

(単位：人)

	令和4年度末	令和5年度末
居宅	3,097	3,257
地域密着型	455	450
施設	728	743
合計	4,280	4,450

(6) 保険給付費の実績

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅	費用額	3,076,352	3,196,785	3,443,060
	割合	46.6%	47.7%	48.5%
地域密着型	費用額	714,576	750,773	787,754
	割合	10.8%	11.2%	11.1%
施設	費用額	2,434,279	2,408,293	2,507,825
	割合	36.9%	36.0%	35.4%
特定入所者	費用額	176,490	140,670	143,493
	割合	2.7%	2.1%	2.0%
高額	費用額	191,222	194,496	203,597
	割合	2.9%	2.9%	2.9%
審査手数料	費用額	5,656	6,111	6,539
	割合	0.1%	0.1%	0.1%
合計	費用額	6,598,475	6,697,128	7,092,268
	割合	100.0%	100.0%	100.0%

高齢者支援課

1 高齢者福祉

(1) 高齢者数

(単位：人)

総人口 ①	65歳以上人口②	前期高齢者数 (65歳～74歳)	後期高齢者数 (75歳以上)	高齢化率 ②／①
106,691	31,409	16,837	14,572	29.4%

※住民基本台帳人口

(2) 要援護高齢者調査結果

ア 要援護高齢者結果（各年9月1日現在※R1は6月1日現在）

※調査対象は75歳以上（単位：人）

	R1	R2	R3	R4	R5
生活支援の必要な人	569	531	371	309	286
ひとり暮らし(世帯)	1,532	1,595	1,632	1,729	1,886
高齢者世帯(世帯)	1,177	1,224	1,266	1,325	1,450

※生活支援の必要な人とは、「歩行」「聴覚」「視覚」「もの忘れ」において中度以上の高齢者（R3～「生活支援の必要な人」と他項目との重複を無しにした）

イ 令和5年度各地区高齢者人口・要援護高齢者等一覧（9月1日現在）

※調査対象は75歳以上（単位：人）

	総人口	75歳以上	後期高齢者の割合	ひとり暮らし(世帯)※	高齢者世帯(世帯)※	生活支援の必要な人※
三田	14,085	1,565	11.1%	291	137	25
三輪	14,682	2,430	16.6%	396	271	46
広野	5,734	990	17.3%	120	113	15
小野・母子	1,902	382	20.1%	55	24	14
高平	2,818	626	22.2%	62	22	13
藍	8,773	1,442	16.4%	127	142	26
本庄	2,077	449	21.6%	45	35	20
フラワー	19,913	2,733	13.7%	394	370	75
ウッディ	34,324	3,021	8.8%	362	306	45
カルチャー	3,186	291	9.1%	34	30	7
合計	107,494	13,929	13.0%	1,886	1,450	286

(3) 地域包括支援センター・高齢者支援センター運営事業

ア 総合相談

		R4		R5		
三田市地域包括支援センター	相談実件数	1,183		相談実件数	1,857	
	相談延べ件数	相談	2,397	相談延べ件数	相談	1,949
		訪問	817		訪問	806
	計	3,214		計	2,755	
藍地域包括支援センター	相談実件数	453		相談実件数	521	
	相談延べ件数	相談	680	相談延べ件数	相談	915
		訪問	442		訪問	318
	計	1,122		計	1,233	
三輪北・小野・高平地域包括支援センター※	相談実件数	190		相談実件数	519	
	相談延べ件数	相談	244	相談延べ件数	相談	437
		訪問	231		訪問	408
	計	475		計	845	
フラワー地域包括支援センター	相談実件数	1,363		相談実件数	1,238	
	相談延べ件数	相談	1,602	相談延べ件数	相談	1,806
		訪問	562		訪問	471
	計	2,164		計	2,277	
広野・本庄地域包括支援センター※	相談実件数	339		相談実件数	497	
	相談延べ件数	相談	490	相談延べ件数	相談	335
		訪問	204		訪問	334
	計	694		計	669	
ウッディ地域包括支援センター	相談実件数	1,624		相談実件数	2,168	
	相談延べ件数	相談	2,840	相談延べ件数	相談	3,230
		訪問	691		訪問	770
	計	3,531		計	4,000	
合 計	相談実件数	5,152		相談実件数	6,800	
	相談延べ件数	相談	8,253	相談延べ件数	相談	8,672
		訪問	2,947		訪問	3,107
	計	11,200		計	11,779	

※令和4年度は高齢者支援センターとして実施

イ 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

要支援1、要支援2の利用者に対し、適切な介護予防ケアマネジメントを行った。医療機関や関係機関との連携を密に、目標志向型の具体的なケアプランを立案、特に介護予防に視点をおき、セルフケア、インフォーマルサービスなどを考慮した支援計画を立案し、サービス調整を行った。又、サービス実施後のモニタリングを行い、次のサービスへとつなげた。

(ア) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント新規契約件数

(単位：件)

	R3	R4	R5
直 営	181	173	190
委 託	159	156	239
合 計	340	329	429

(イ) 給付管理状況の推移

(単位：件)

請求月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3	1,021	1,028	1,020	1,039	1,036	1,059	1,052	1,054	1,042	1,027	1,018	1,047
R4	1,039	1,046	1,033	1,029	1,012	1,014	1,033	1,040	1,047	1,028	1,049	1,038
R5	1,030	1,048	1,057	1,066	1,054	1,077	1,079	1,069	1,094	1,081	1,091	1,078

ウ 権利擁護業務

(ア) 高齢者虐待防止への取り組み状況

平成18年4月1日から施行された高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、平成18年10月に高齢者虐待防止検討会を立ち上げ、高齢者虐待の相談窓口の整備や民生委員、介護保険事業所への研修などを行っている。

a 高齢者虐待の実態

(a) 発生件数 (単位：件)

R3	R4	R5
0	5	5

(b) 虐待種別件数 ※重複有 (単位：件)

虐待の種類	R3	R4	R5
身体的虐待	0	2	3
心理的虐待	0	1	0
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	0	3	1
介護・世話の放棄・放任	0	2	2
合 計	0	8	6

(c) 通報形態

(単位：件)

種 別	R3	R4	R5
居宅介護支援事業所	0	4	3
病院・医療機関	0	0	0
民生委員	0	0	0
近隣	0	0	0
その他家族	0	1	0
警察	0	0	0
その他	0	0	2
合 計	0	5	5

(イ) 成年後見制度 市長申立て

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人の預貯金の管理などや日常生活での様々な契約などを支援していく制度（＝成年後見制度）を利用するにあたり、利用立てをする親族がいない場合等は市長が成年後見開始等審判の申立てを行う。

(単位：件)

R3	R4	R5
6	2	7

エ 介護予防業務

生活機能の低下を予防するために、転倒予防・栄養改善・口腔衛生・認知症予防等の教室を開催している。

		R3	R4	R5
地域の通いの場での講和等	開催回数(回)	144	234	255
	延べ利用者数(人)	2,078	3,794	3,791

(4) 高齢者保健福祉サービスの利用状況

ア 安心して生活を送るためのサービス

		R3	R4	R5
緊急通報システム機器設置事業	新規利用者(人)	2	4	5
	現在設置台数(台)	32	29	28
住宅改造費助成サービス	年間利用件数(件)	35	18	23
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業	戸数(戸)	27	27	27

イ 健康・生きがいをづくりのためのサービス

		R3	R4	R5
食生活改善支援サービス	訪問件数(件)	2	1	1
食の自立支援サービス	利用食数(食)	2,536	3,076	3,370
	実利用者数(人)	21	27	28
通所型サービスB (高齢者ふれあいサロン)	開催回数(回)	807	917	958
	延べ利用者数(人)	7,050	7,967	8,150

ウ 家庭で介護されている方へのサービス

		R3	R4	R5
家族介護用品支給サービス	利用件数(件)	168	188	201
	実利用者数(人)	18	27	23
認知症高齢者家族支援サービス	申請者数(件)	25	31	26
	実利用者数(人)	44	61	75
介護予防普及啓発事業	開催回数(回)	84	129	119
	延べ利用者数(人)	1,229	1,863	1,905

エ もの忘れ相談

		R3	R4	R5
もの忘れ相談	相談件数(件)	66	65	68

2 養護老人ホーム入所措置

65歳以上の人で、身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅養護が困難な場合に、養護老人ホームへの入所措置を行う。入所措置の要否判定は、老人ホーム入所者判定委員会（精神科・内科医師、宝塚健康福祉事務所長、三田市福祉事務所長などで構成）で行っている。

(1) 養護老人ホーム入所者状況

(令和6年3月31日現在)

施設名	所在地	措置人員
和寿園	丹波篠山市高屋24	11人
五輪荘	丹波市山南町野坂209	2人
青葉荘	丹波市氷上町新郷1837-1	2人
三相園	丹波市春日町黒井2282-3	2人
千山荘	神戸市灘区鶴甲5-1-50	1人
計		18人

(2) 養護老人ホーム入所者に対する法外扶助

養護老人ホーム入所者で無年金の人に対して、日常生活費の一部として月額10,000円の入所者福祉金を支給している。(令和6年3月末対象者 1人)

3 いきがい応援プラザ～HOT～の管理運営

シニアが生きがいを感じながら生涯現役でいきいきと活動、活躍してもらうために様々な経験や知識を持ったシニアの多様な活動ニーズを総合的に受け付け、就業や社会参加につなげていくことでシニアの活躍を支援。（平成28年10月27日開設）

(1) 窓口の概要

ア 場 所 : まちづくり協働センター（キッピーモール6階）

イ 開 所 日 時 : 平日（年末年始を除く）
10:00～17:00

ウ 窓口利用件数 : 785件（HOTからの能動的な活動分を除く）

(2) その他事業の概要

ア いきがい応援セミナー : 6回開催、参加者計144人

第1回(9/26)	消費者トラブルを知って対策	9
第2回(10/20)	笑顔とわくわく健康づくり	14
第3回(11/14)	野菜作りのたのしさ	13
第4回(12/1)	確定申告スマホ教室	38
第4回(12/4)	確定申告スマホ教室	52
第5回(12/26)	いきいき美容教室	11
第6回(1/29)	シニアの就職セミナー	7
		144

イ いきがい応援バンク : 登録者31人

ウ ほっとHOTつながりサロン : 安全対策を講じセミナーに移行

エ 生涯現役ネットワーク連絡会 : 2回開催、参加組織6団体

4 老人クラブの育成及び援助

(1) 三田市老人クラブ連合会への支援

事業を通じて高齢者福祉の増進に寄与する。老人クラブの活性化を図り、三田市老人クラブ連合会の事務局の強化を図るとともに、シニアライフを健全で豊かにするために連合会が実施する活動などに対して支援を実施。

ア クラブ数及び会員数

令和5年4月1日現在

大規模クラブ		小規模クラブ		合 計	
クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数
35	2,150	6	132	41	2,282

イ 主事業 創作作品展、喜びあいのつどい、グラウンドゴルフ大会等

(2) 単位老人クラブ活動の支援

高齢者の福祉増進、社会参加・地域活動参加の推進等を目的に、地域老人クラブの活動を補助。

【補助基準（年額）】 ※健康体操を実施する場合

	社会奉仕活動事業、教養講座開催事業、健康増進事業	ふれあい推進事業	健康体操活動事業	補助金合計	
大 ク ラ ブ 会 員	30 ～ 50 人未満	4,400×12ヶ月＝ 52,800	3,500×12 ヶ月 ＝42,000	500×12 ヶ月 ＝6,000	100,800円
	50 ～ 75 人未満	5,700×12ヶ月＝ 68,400			116,400円
	75 ～ 100 人未満	7,000×12ヶ月＝ 84,000			132,000円
	100 ～ 125 人未満	8,300×12ヶ月＝ 99,600			147,600円
	125 ～ 150 人未満	9,600×12ヶ月＝ 115,200			163,200円
	150 ～ 175 人未満	10,900×12ヶ月＝ 130,800			178,800円
	175 ～ 200 人未満	12,200×12ヶ月＝ 146,400			194,400円
	200 ～ 225 人未満	13,500×12ヶ月＝ 162,000			210,000円
225人 ～	14,800×12ヶ月＝ 177,600	225,600円			
小クラブ(30人未満)	2,250×12ヶ月＝ 27,000	1,750×12 ヶ月＝ 21,000	250×12 ヶ月＝ 3,000	51,000円	

5 三田市シルバー人材センターへの支援

高齢者の就業機会の拡大と生きがいの充実を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的に活動する三田市シルバー人材センターの機能強化を図るため、その運営に対する補助や職員の派遣などの支援を実施。

ア 公益社団法人三田市シルバー人材センターの概要

(ア)所在地：三田市あかしあ台5丁目32番地2

(イ)開所日時：平日（年末年始を除く）
9:00～17:30

イ 会員数等 令和6年3月末現在

会 員 数	991人	
就 業 延 人 員	80,071人	
契 約 額	公 共	183,671千円
	民 間	286,379千円
	計	470,050千円

6 社会教育事業

(1) 生涯学習カレッジの活動状況

「学びをいかした「生きがいづくり」「人づくり」「地域づくり」をめざそう」という基本理念のもと、55歳以上のシニア層を対象に継続的な学習機会を提供し、主体的な学びや活動を通して、地域社会に資する人材の育成を図る。

ア 令和5年度の対応

新型コロナウイルス感染症の鎮静化に伴い、全ての講座コースの開催回数を10回に戻した。クラブ活動は6回開催を維持。

イ 大学院

カレッジ（新課程）への編入を令和3年度に完了。

ウ カレッジ（新課程）

日常生活に即した様々な課題について学習する。グループ討議や参加型学習、実習などを通して、知識や技術を身に着けるとともに、交流の促進を目指す。

学年	内容	会場	回数	実人数	延べ人数
1年生	教養講座（生活・健康・歴史などに関する学習）	まちづくり協働センター・ウッドイタウン市民センター	各コース9回	111人	111人
2年生	ふるさと再発見コース、健康・福祉コース、くらし創造コース	まちづくり協働センター・フラワー・ウッドイタウン市民センター	各コース9回	70人	78人
3年生	ふるさと再発見コース、健康・福祉コース、くらし創造コース	まちづくり協働センター・フラワー・ウッドイタウン市民センター	各コース9回	72人	77人

※合同教養講座（全学年対象）を12月に実施、合計10回講座/年

エ 研究科（新課程）

少人数でのゼミ形式とし、受講者同士がお互いに教え合い学び合う。学習者自身が課題を見つけ、研究し、課題解決することを目指す。

事業名	内容	会場	回数	実人数	延べ人数
創業支援コース（1年制）	地域社会の問題をビジネスで解決する	ハイブリッド型（ウッドイタウン市民センター）	12回	5人	5人
地域活動コース（1年制）	三田の魅力や課題を知り、地域課題解決の知識とスキル習得を目指す	ハイブリッド型（ウッドイタウン市民センター）	未開講	—	—

※ア～エは他に文化鑑賞会を含む。

オ 実施したクラブ活動

自主的な活動を通じて学生相互の交流、生きがいを図る。

陶芸・健康料理・コーラス(ウッディタウン校・フラワータウン校)・書道・
ハーモニカ・詩吟・料理・写真・ヨガ・気功・スポーツウエルネス吹矢・き
りえ・水彩画・有馬富士公園自然体験・ガラス工芸・歌謡

(2) 三田市生涯学習サポートクラブとの連携事業

生涯学習カレッジの卒業生が学習を継続しつつ、カレッジでの学びや交流の
成果を地域での活動などに活かす目的で組織された「三田市生涯学習サポート
クラブ」委託事業

ア 公開講座(オープンセミナー)：実施回数 12 回 参加者数 1,467 人

イ 子ども向け体験講座(カモン・キッズ)：

実施回数 10 回 参加者数(子ども) 271 人

ウ 小学校への出前講座、地域交流事業などへの参加

7 デジタル活用サポート事業

スマートフォンを持っていない、もしくは操作に不慣れな高齢者を対象に国や
県の事業を活用し、地域のキャリアショップとも連携しながら講座を開催。ま
た、地域内で気軽に教え合える環境を作り、スマホの便利さを実感し不安を解
消できるようにするため、地域の団体や周囲の身近な人に教えることができる
サポーターを養成する講座を実施。

(1) 初めて触るスマホ活用講座(県事業活用)

8/22 入門編、9/5 活用編 全 2 回 15 人

12/6 入門編、12/13 活用編 全 2 回 18 人

(2) スマートフォン体験型講習会(国事業活用)

11/6～11/17 全 40 コマ 延べ 125 人

1/22～1/25 全 5 コマ 延べ 12 人

(3) スマホの使い方サポーター養成講座

3/1、3/10、3/20 全 3 回 15 人

健康増進課

1 総合福祉保健センター

(1) 施設概要

- ア 施設名 三田市総合福祉保健センター
 イ 所在地 三田市川除675番地
 ウ 敷地面積 15,375.35㎡
 エ 延床面積、施設構造及び施設内容
 (ア) 本館棟 6,621.03㎡

地下	400.56㎡	鉄筋コンクリート造	機械室、電気室
1階	3,205.04㎡		総合案内、社会福祉協議会事務室、活動者交流ひろば、中央居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、ボランティア活動センター、福祉団体事務室、地域福祉支援室、相談室、録音室、印刷室、会議室、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター、権利擁護・成年後見支援センター、生活安心サポートセンター、多目的ホール、中央デイサービスセンター、中央ホームヘルパーステーション、喫茶室、更生保護サポートセンター
2階	2,101.29㎡		健康増進課・子ども政策課事務室、健診室、診察室、育児相談室、心電図室、授乳室、検尿室、消毒室、栄養指導室、多機能室、プレイルーム、講座室、地域包括支援センター、相談室
3階	854.49㎡		会議室、研修室、集会室、和室
屋階	59.65㎡		

(イ) 附属棟その他の施設

車庫	144㎡	鉄骨造	
倉庫	198㎡		
自転車置き場	144㎡		80台
プロパン庫 ・ごみ庫	27㎡	鉄筋コンクリート造	
駐車場	161台（内障害者用8台）		
屋外広場	ふれあい広場、遊歩道、はだしのこみち		

オ 開館 平成8年4月1日

カ 利用時間 午前9時～午後9時
 キ 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用状況 (令和5年度)

室名		件数（件）	人数（人）	稼働率
1階	多目的ホール	503	28,094	51.8%
	第1会議室	706	8,768	57.8%
	第2会議室	577	7,592	50.2%
2階	健診室	377	14,258	
	多機能室	229	7,252	
	プレイルーム	191	1,249	
	栄養指導室	190	1,476	35.2%
	講座室	476	10,215	43.3%
3階	第3会議室	482	5,396	51.8%
	第4会議室	433	3,592	51.1%
	第1研修室	333	2,830	61.8%
	第2研修室	294	3,097	58.8%
	集会室	312	8,600	44.6%
	和室	308	1,918	38.5%
		5,411	104,337	49.5% (平均)

※ 稼働率については貸館部分のみ。 貸館利用実績時間÷利用可能時間（%）

2 健康推進員

各区・自治会毎に選出された健康推進員により、市民が主体となって、地域に密着した健康づくりを推進するため、次のような活動を行った。

(1) 構成 市内16地区 169名（令和5年度）

(2) 主な活動

ア 健康推進員自身が知識を習得するために研修会に参加し、学習したことを地区に持ち帰って健康づくりの普及啓発に努める。

イ 自らが積極的に各種健康診査を受診し健康管理を行う。また、地域住民に健診のPRを行い広く受診を勧める。

ウ 健康増進、日常の身体活動量の増加等を目指した生活習慣をつくるための各種健康づくり事業（ウォーキング、健康体操、健康料理、身体と心の健康講座など）を開催し、地域住民の積極的な参加を促す。

エ 地区において、市の行う健康づくり事業などを紹介する。

3 啓発事業

健康の保持増進を図る上で大切な要素となる「歯と口腔の健康づくり」について意識啓発を図るためのイベント「いい歯の日フェア」を開催した。

(1) 事業名 いい歯の日のフェア

- (2) 開催日 令和5年11月19日（日）
- (3) 場 所 総合福祉保健センター
- (4) 参加者 355名

4 中・高齢者保健事業

壮年期から高齢期における市民の健康の保持及び増進を図るため「自分の健康は自分で守る」という健康意識の普及・啓発をすすめると共に、健康教育・健康相談・健康診査等の事業を実施し、市民の健康の向上に努めた。

(1) 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識について体験等を通じて学べるよう、次の教室を実施した。

<集団健康教育>（令和5年度）

ア 健康推進員健康教室	（参加者 9,715人）
イ 健康料理教室	（参加者 25人）
ウ 健康運動教室	（参加者 81人）
エ 出前講座	（参加者 1,343人）
オ その他健康教育	（参加者 619人）

(2) 健康相談

ア 健康づくり相談会

市民が健康について気軽に相談できる窓口として、健康相談を実施し、自らが主体的に健康の保持・増進と生活習慣の見直しができるよう支援した。

◇健康相談件数 43件 （令和5年度）

イ その他の健康相談

各健康教室や窓口等において随時、保健相談・栄養相談を実施した。

(3) 健康診査

糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させることを目標に平成20年度から医療保険者に義務付けられた特定健康診査・特定保健指導と、生涯にわたる健康づくりを支援するために、後期高齢者基本健康診査・各種がん検診・骨粗しょう症検診・歯科口腔健診等の健康診査を実施。

ア 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者基本健康診査・30歳代等基本健康診査

(ア) 特定健康診査

「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」に着目して腹囲を測定し身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査などと合わせて、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を早期に発見することを目的に健康診査を実施。

a 検査項目

(a) 基本的な検査項目（全員）

問診・身体計測・腹囲測定、血圧測定、尿検査、医師による診察、血液検査

(b) 詳細な健診項目 ※対象となる人のみ

貧血検査・心電図検査・眼底検査

b 検査の実施（令和5年度）

(a) 集団健診

[実施機関] 兵庫県厚生農業協同組合連合会

[実施回数] 35回

[実施会場] 総合福祉保健センター、出張会場8か所（広野市民センター、母子小学校、フラワータウン市民センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、ウッディタウン市民センター、有馬富士共生センター、藍市民センター（実施順）

(b) 個別健診

[実施機関] 三田市医師会（指定42医療機関）

[実施期間] 令和5年5月1日～令和6年2月末日

c 受診者数（国保人間ドックを含めた集計値）（令和5年度）

	集団健診	個別健診	人間ドック	合計	対象者数	受診率
受診者数	2,667人	1,658人	594人	4,919人	16,202人	30.4%

(イ) 特定保健指導

特定健診の結果、内臓脂肪蓄積の程度と、高血圧・高血糖・脂質異常・喫煙などのリスク要因の数などから、生活習慣病の予防が期待できる人を選び出し、必要性に応じて「動機付け支援」「積極的支援」などの生活習慣の改善を支援する特定保健指導を実施。

a 保健指導の種類

リスク（危険因子）の数と年齢により「動機付け支援」と「積極的支援」に階層化を行い、効果的な事業実施を目指した。

b 実施機関 兵庫県厚生農業協同組合連合会、三田市医師会

c 実施状況（令和5年度）

	利用券発行数	実利用者数	利用券利用率※
動機付け支援	288件	82人	28.5%
積極的支援	57件	13人	22.8%
合計	345件	95人	27.5%

※ 令和5年度中の新規利用券発行数を「利用券発行数」、初回面談終了者を「実利用者数」としているため、法定報告の実施率とは異なる。

(ウ) 後期高齢者基本健康診査

65歳以上の後期高齢医療受給資格のある人を対象に、三田市国保が実施する特定健診とあわせて実施した。

a 検査項目及び実施

◇特定健診と同じ（ただし、詳細な健診項目は貧血検査のみ）

b 受診者数（健診結果票により算出した集計値）（令和5年度）

	集団健診	個別健診	合計
受診者数	1,425人	1,381人	2,806人

(エ) 30歳代等基本健康診査

平成22年度より、早期からの健康管理に役立ててもらうため、年度末年齢30歳代の市民を対象に、また生活保護受給者を対象に、特定健診と同じ内容の基本健診を実施している。

a 検査項目及び実施

◇特定健診と同じ

b 受診者数（健診結果票により算出した集計値）（令和5年度）

	集団健診	個別健診	合計
受診者数	73人	33人	106人

イ その他各種検診

(ア) 各種がん検診（令和5年度）

種類	対象	検査内容	方法	受診者数(人)	要精検者数(人)
胃がん検診	35歳以上	胃部エックス線検査	集団	1,666	55
肺がん検診	30歳以上	胸部エックス線検査	集団	3,548	63
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査2日法	集団	3,629	197
前立腺がん検診	50歳以上 男性	血液(血清PSA)検査	集団 個別	1,879	185
子宮頸がん検診	20歳以上 女性	子宮頸部の細胞診	集団 個別	4,203	93
乳がん検診 (マンモグラフィ)	40歳以上 女性	乳房エックス線検査	集団 個別	2,547	208

(イ) 骨粗しょう症検診

a 検診の種類 集団健診

b 対象年齢 30歳以上の女性

c 検査内容等 超音波検査による骨密度測定

d 受診状況（令和5年度）

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
19人	73人	128人	377人	795人	1,392人

(ウ) 肝炎ウイルス検診（B型・C型）

a 検診の種類 集団健診・個別健診

b 対象年齢 40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

c 検査内容等 採血による

d 受診状況（令和5年度）

受診者数	B型		C型	
	要精検者	精検率	要精検者	精検率
877人	2人	0.2%	5人	0.6%

(エ) 歯科口腔健診

- a 健診の種類 個別健診
- b 対象年齢 20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳
60歳・65歳・70歳・75歳・80歳の人・妊婦
- c 検査内容等 問診、お口の健康（むし歯や歯ぐき、顎の状態など）
及び口腔がんのチェック
- d 受診状況 (令和5年度)

20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
65人	50人	46人	64人	71人	41人	54人
55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	妊婦
55人	63人	107人	77人	71人	52人	146人

要精検者	要指導者	異常なし	合計
658人	222人	82人	962人

(オ) 胃の健康度チェック（ABC検診）

- a 検診の種類 集団健診
- b 対象年齢 30歳以上の市民
- c 検査内容等 血液検査によるペプシノゲン検査、ヘリコバクターピロリ抗体検査
- d 受診状況 (令和5年度)

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
29人	56人	55人	108人	334人	582人

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

KDB（国保データベースシステム）を活用し、健診・医療・介護情報を一元管理することにより、高齢者の健康課題を把握し、リスクの高い高齢者へ積極的に関与し関係機関へつないだり、フレイルの啓発や健康相談を介護予防部門と協力して実施する。

ア 庁内連携会議

健康共生室室内連絡会議：1回

イ 実施事業

(ア) 低栄養防止の取り組み

- ・基本健診の結果から、低栄養状態の可能性の高い人へ直接アプローチ。
- ・集団健診における低栄養に着目したフレイル相談。

(イ) オーラルフレイルの取り組み

- ・口腔機能の維持、改善を目指す「お口の元気アップ教室」の開催。

- ・ 出前講座におけるオーラルフレイルの予防
- (ウ) 健康状態を把握できない人への取り組み
- (エ) 糖尿病性腎症重症化予防の取り組み
- (オ) 生活習慣病等重症化予防の取り組み

5 市民の主体的な健康づくりの推進

三田里山スマートシティ構想の実現に向け、誰もが気軽に健康の維持・向上に取り組める仕組み作りを目指し、デジタルを活用した事業を行った。

- (1) 市民健康アプリサービスの導入（令和5年12月運用開始）
- (2) 集団健診WEB予約システムの運用
- (3) 各種保健事業のオンライン対応

6 食育推進事業

第2次三田市食育推進計画を基に、各種食育推進事業を実施した。

- (1) 会議の開催
 - ア 三田市食育推進会議：2回
 - イ 三田市食育推進庁内幹事会：1回
- (2) 実施事業
 - ア 食育シンポジウムの開催
 - イ 市ホームページの作成（食育関連団体情報掲載）
 - ウ 食育講座の開催（バランス食育教室2回、食育出前講座7回（内、高校生の講座2回）

7 結核・感染症予防対策の充実

(1) 結核住民検診

- ア 対象者 65歳以上の市民
- イ 内容 胸部エックス線検査（間接撮影）
- ウ 場所 三田市総合福祉保健センターおよび市内公共施設8か所
- エ 受診状況 (令和5年度)

受診者数	要精検者	精検率	精 検 受診者	精密検査結果			
				異常なし	結核	要観察	その他
2,743人	61人	2.22%	38人	4人	0人	0人	34人

(2) 定期予防接種

- ア 高齢者における接種の状況 (令和5年度)

種 別	接 種 対 象 者	接種者数
高齢者インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上（接種日当日） ・ 60～65歳未満であって、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 	15,405人

	に障害を有する人（身体障害者手帳1級所持及び1級相当の人）	
高齢者肺炎球菌ワクチン	<p>・令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳または100歳に至る人</p> <p>・60～65歳未満であって、心臓・じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳1級所持及び1級相当の人）</p> <p>※令和元年度から3年度対象者で新型コロナウイルス感染症の発生により令和4年3月31日までに接種できなかった人も令和4年度の対象とした。</p> <p>※対象期間内に1回。過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがある人は対象外</p> <p>・65歳の方には、4月初旬に予診票、70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳または100歳の未接種の方には勧奨はがきの個別通知</p>	1,302人

イ 風しんの追加的対策事業

(ア) 目的

特に抗体保有率が低い、1962年（昭和37年）4月2日から1979年（昭和54年）4月1日生まれの男性に対し、予防接種法に基づく定期接種の対象とし時限的に原則無料で定期接種を実施。

(イ) 受診状況（令和元年度～令和5年度）

年度	クーポン送付数	抗体検査実施数	陰性数	予防接種実施数
令和5年度	8,322人	355人	59人	53人
累計	12,398人	4,529人	1,047人	916人

※令和5年度は1962年（昭和37年）4月2日～1979年（昭和54年）4月1日生まれの男性で抗体検査未受診者（8,188人）、および予防接種対象者のうち未接種の人（134人）に対してクーポン券を一斉送付。クーポン券再発行希望者については、希望者に送付。

(3) 特例臨時接種

ア 新型コロナウイルスワクチン接種

(ア) 目的

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症の

まん延の防止を図ることを目的に予防接種法（昭和23年法律第68号）の特例臨時接種として、厚生労働大臣の指示のもと、市において実施。

(イ) 接種状況（令和6年3月31日までの実績）

市が設ける接種会場での集団健診は令和4年度まで実施。令和5年度は医療機関での個別接種のみ実施。

	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	特例臨時接種期間 (令和3年2月17日～ 令和6年3月31日)	接種率(対人口)
1、2回目接種	162人	178,937人	82.54%
3回目接種	1404人	74,153人	68.42%
4回目接種	691人	49,056人	45.26%
5回目接種	5,230人	31,804人	29.34%
6回目接種	20,639人	20,639人	19.04%
7回目接種	13,795人	13,795人	12.73%

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・感染症法にかかる指導や助言を行う立場にある宝塚健康福祉事務所（保健所）との連携強化
- ・広報紙やホームページ、防災ネット等を通じ、感染症に関する相談窓口や感染予防策、受診や相談の目安などをわかりやすくタイムリーに発信・更新
- ・電話やメール等による健康相談

8 救急医療の充実

(1) 休日応急診療

休日における一次応急診療として、内科・小児科については三田市休日応急診療センターを運営し、歯科は三田市歯科医師会の協力を得て日曜日・祝日・年末年始に在宅当番医制による休日診療を行った。

ア 診療体制

休日応急診療センター：午前9時～午後5時

歯科診療：午前9時～午後1時（1医療機関）（12月29日～31日は2医療機関）

イ 休日応急診療受診状況（歯科以外）

(ア) 男女別

(令和5年度)

受診者数	男	女
7,591人	3,926人	3,665人

(イ) 市内・市外別

(令和5年度)

受診者数	市内	市外

7,591人	5,820人	1,771人
--------	--------	--------

(ウ) 年齢別 (令和5年度)

0～6歳	7～15歳	16～64歳	65歳以上
1,782人	1,992人	3,308人	509人

ウ 歯科診療受診状況

(ア) 男女別 (令和5年度)

受診者数	男	女
384人	211人	173人

(イ) 年齢別 (令和5年度)

9歳以下	10～19歳	20～39歳	40～59歳	60歳以上
30人	36人	74人	127人	117

(ウ) 主訴別 (重複あり) (令和5年度)

腫脹・歯痛	義歯破損	外傷	脱離	その他
265人	16人	17人	71人	35人

9 献血の推進

三田市役所本庁舎で年3回実施した。また、企業、学校等の施設でも実施し、血液の確保を行った。

(1) 献血の種類 200m l 献血、400m l 献血、成分献血

(2) 献血者数 (令和5年度)

献血者数 (三田市在住者)				対象者 (15歳～69歳)	献血率
200m l	400m l	成分献血	合計		
118人	3,397人	1,063人	4,578人	71,754人	6.4%

10 さんだ健康医療相談ダイヤル24 (令和5年度)

電話による24時間365日の健康医療相談窓口を設置し、健康医療相談や休日夜間の医療機関情報を提供する。医師、保健師、看護師等の相談員が電話相談に応じる。

(1) 相談内容

- ◇身体症状に関する健康相談 ◇病気の治療検査に関する医療相談
- ◇急病やケガ等に対する救急医療 ◇応急処置相談 ◇医療機関情報

(2) 相談件数 5,867件

11 A E D 設置

三田市では、安全・安心のまちづくりの一環として、市民センターや小・中学校などの公共施設等に、A E D（自動体外式除細動器）を設置している。なお、設置は緊急時にすぐに使用できるように、原則として屋外に設置している。

◇ 設置箇所 79箇所

国保医療課

1 国民健康保険制度

(1) 被保険者の状況

ア 被保険者世帯数及び人数

区 分	令和 5 年 3 月末現在	令和 6 年 3 月末現在
全市世帯数(世帯)	46,936	47,166
全市人口(人)	107,744	106,691
国保世帯数(世帯)	12,513	12,353
国保被保険者数(人)	19,212	18,658
世帯加入率(%)	26.66	26.19
人口加入率(%)	17.83	17.49

(2) 保険給付の状況 (令和 5 年度)

ア 療養諸費用額負担区分

<一般被保険者分>

区 分	療養の給付	療養費等	計
件 数 (件)	351,951	8,297	360,248
費 用 額 (千円)	8,503,072	81,800	8,584,872
保険者負担額 (千円)	6,263,875	60,310	6,324,185
一部負担金 (千円)	1,952,682	20,739	1,973,421
他法負担分 (千円)	286,514	751	287,265

イ 療養の給付 (診療費) 内訳

<一般被保険者分>

区 分	入 院	入院外	歯 科	計
件 数 (件)	4,884	181,646	43,636	230,166
日 数 (日)	78,140	257,476	69,961	405,577
費用額 (千円)	3,044,153	3,082,061	589,184	6,715,398
一件当日数 (日)	16.00	1.42	1.60	1.76
一件当費用額 (円)	623,291	16,967	13,502	29,176
一人当費用額 (円)	158,574	160,549	30,691	349,815

※入院の費用額に食事療養費含む。

※一人当費用額の算定には、年度平均の被保険者数 19,197 人を使用

ウ 保険給付件数及び費用額

区 分		件数(件)	費用額(千円)	
一般被保険者分	療養の給付	診 療 費	230,166	6,715,398
		調 剤 支 給	120,402	1,538,204
		食 事 療 養 費 件数のみ () 内に	(4,632)	137,582
		訪 問 看 護 療 養 費	1,383	111,888
		小 計①	351,951	8,503,072
	療養費等	診 療 費	439	10,383
		柔道整復療養費他	7,858	71,417
		小 計②	8,297	81,800
	療養諸費計 (③=①+②)		360,248	8,584,872
	高 額 療 養 費 ④		14,678	930,935
合 計 (⑤=③+④)		374,926	9,515,807	
保そ 険の 給他 付の	出産育児一時金		36	17,496
	葬 祭 費		100	5,000
	傷病手当金		1	24
	結核医療付加金		36	15
	合 計⑥		173	22,535
総 計 (⑤+⑥)		375,099	9,538,342	

(3) 介護納付金の状況

区 分	令和5年 3月末現在	令和6年 3月末現在
介護保険第2号被保険者数(人)	5,125	4,947
一般被保険者(人)	19,212	18,658

(4) 国民健康保険税の状況

ア 保険税率(令和5年度)

	応能割額	応益割額		課税限度額 (万円)
	所得割額(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	
医療分	6.92	27,600	21,200	65
支援分	2.61	11,000	8,000	22
介護分	2.49	11,700	6,000	17

イ 保険税調定額

《医療給付費分》

(単位：円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	一人当たり	一世帯当たり	一人当たり	一世帯当たり
一般分	72,067	111,693	71,258	108,747

《後期支援金分》

(単位：円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	一人当たり	一世帯当たり	一人当たり	一世帯当たり
一般分	27,180	42,124	27,064	41,304

《介護納付金分》

(単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度
	一人当たり	一人当たり
一般分	27,106	26,258

ウ 保険税収納率

《医療給付費分》

区分		令和4年度	令和5年度	対前年
		収納率(%)	収納率(%)	
一般 被保険者	現年分	96.97	97.17	0.20
	滞納分	24.31	25.63	1.32
	計	87.20	87.96	0.76
退職 被保険者	現年分	0	0	0
	滞納分	14.97	9.59	△5.38
	計	14.97	9.59	△5.38
合計	現年分	96.97	97.17	0.20
	滞納分	24.18	25.45	1.27
	計	87.07	87.85	0.78

《後期支援金分》

区 分		令和4年度	令和5年度	対前年
		収納率(%)	収納率(%)	
一般 被保険者	現年分	96.96	97.15	0.19
	滞納分	26.28	28.80	2.52
	計	89.59	90.06	0.47
退職 被保険者	現年分	0	0	0
	滞納分	16.92	11.89	△5.03
	計	16.92	11.89	△5.03
合 計	現年分	96.96	97.15	0.19
	滞納分	26.18	28.67	2.49
	計	89.51	89.99	0.48

《介護納付金分》

区 分		令和4年度	令和5年度	対前年
		収納率(%)	収納率(%)	
一般 被保険者	現年分	94.86	94.86	0
	滞納分	23.62	26.02	2.40
	計	80.36	80.95	0.59
退職 被保険者	現年分	0	0	0
	滞納分	15.51	13.88	△1.63
	計	15.51	13.88	△1.63
合 計	現年分	94.86	94.86	0
	滞納分	23.45	25.82	2.37
	計	80.08	80.73	0.65

エ 口座振替の状況

(ア) 納税義務者数の割合	68.04%	(前年 65.07%)
(イ) 納税額の割合	68.63%	(前年 68.20%)

(5) 国民健康保険運営協議会

ア 委員数 12名

- ・被保険者を代表する委員 4名
- ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名
- ・公益を代表する委員 4名

イ 開催日

令和5年7月21日、令和5年12月27日、令和6年1月18日

2 後期高齢者医療制度

(1) 被保険者数（令和6年3月末現在）

14,589人

(2) 後期高齢者医療制度の自己負担限度額について

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）	該当条件
		個人単位（外来）	世帯単位（入院含む）		
現役並み所得者	3割	現役並み所得者Ⅲ	$252,600 \text{円} + (\text{総医療費} - 842,000 \text{円}) \times 1\%$ [140,100円] ※1	460円 ※2	同一世帯に住民税課税所得 145万円以上※4の被保険者がいる世帯の者※5 ・「現役並み所得者Ⅲ」…住民税課税所得 690万円以上の被保険者がいる世帯の者 ・「現役並み所得者Ⅱ」…住民税課税所得 380万円以上の被保険者がいる世帯の者 ・「現役並み所得者Ⅰ」…住民税課税所得 145万円以上の被保険者がいる世帯の者 ◆ただし、住民税課税所得 145万円以上でも収入が一定の金額に満たない者は、市の担当窓口申請することにより「一般」の区分となる。（令和4年1月～原則申請不要） ○同一世帯に被保険者が一人の場合 被保険者の収入…383万円 ○同一世帯に被保険者が一人（収入 383万円以上）で70歳以上75歳未満の方がいる場合 被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計…520万円 ○同一世帯に被保険者が複数いる場合 被保険者全員の収入合計…520万円
		現役並み所得者Ⅱ	$167,400 \text{円} + (\text{総医療費} - 558,000 \text{円}) \times 1\%$ [93,000円] ※1		
		現役並み所得者Ⅰ	$80,100 \text{円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$ [44,400円] ※1		
一般	2割	一般Ⅱ	18,000円 または 6,000円 + (総医療費 - 30,000円) × 10%の低い金額（年間上限 144,000円）	57,600円 [44,400円] ※1	住民税課税所得額 28万円以上 145万円未満の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯
	1割	一般Ⅰ	18,000円（年間上限 144,000円）		

低所得	1割	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	210円 [160円] ※3	世帯員 全員が 住民税 非課税	「低所得Ⅰ」以外の者
		低所得Ⅰ		15,000円	100円		各所得額（公的年金等控除額は80万円として、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して、それぞれ計算）が0円の者、または、老齢福祉年金の受給者

- ※1 []内は過去12ヵ月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
- ※2 指定難病の人については260円。また、平成28年3月31日において1年以上継続して精神病床に入院していた人で平成28年4月1日以降も引き続き入院している人は当分の間、260円となります。
- ※3 []内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額（申請が必要）
- ※4 平成24年8月1日以降は、療養の給付を受ける日の属する年の前年（1月から7月までの場合は前々年）の12月31日時点で、後期高齢者医療被保険者が世帯主で、同一世帯に合計所得（給与所得がある場合は、給与所得額から10万円を控除（0円を下回る場合は0円とする）して計算した額）が38万円以下の19歳未満の者がいる場合、住民税課税所得額から、下記の金額の合計額を控除した金額により、負担割合を判定します。
- ・16歳未満の者の人数×33万円
 - ・16歳以上19歳未満の者の人数×12万円
- ※5 平成27年1月1日以降は、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除（43万円）後の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、1割負担となります。

(3) 後期高齢者医療保険料の状況

ア 保険料収納率

区 分	令和4年度		令和5年度	
	収納率(%)	前年比(%)	収納率(%)	前年比(%)
現年度分	99.76	99.87	99.72	100.0
滞納繰越分	26.46	92.74	35.76	135.1
合 計	99.41	99.90	99.55	99.9

イ 口座振替の状況

- (ア) 納税義務者数の割合 69.81%（前年 69.05%）
- (イ) 納税額の割合 76.20%（前年 75.11%）

3 福祉医療制度

(1) 福祉医療助成制度（令和5年度）の概要

	対象	所得制限	公費負担額	参考
高齢期移行	65歳～69歳の者	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限あり 前年中の所得で住民税が非課税世帯に属し、本人の年金収入と他の所得を加えた額が80万円以下の方。（給与所得については10万円控除）ただし、昭和27年7月1日以降生まれの人は、所得によっては要介護2以上の認定が必要。 	健康保険自己負担額から福祉医療費一部負担金を差し引いた額	補助率 県 50%
乳幼児等・こども	0歳～就学前	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限なし 	入院・外来共＝健康保険自己負担額の全額	補助率 県 50% （市単独分を除く）
	小学校1年生～中学校3年生	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限なし 	通院 健康保険自己負担額から所得に応じた福祉医療費一部負担金を差し引いた額（ただし、低所得者は一部負担金なし。） 入院	補助率 0歳～小3 県 50% 小4～中3 入院：県100% 通院：県50% （市単独分を除く）
	高校1年生～高校3年生	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限なし 	健康保険自己負担額の全額	市単独事業
重度障害者	後期高齢者医療制度に加入していない身体障害者手帳1～3級、精神手帳1級及び療育Aの認定者	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限あり 本人と配偶者、扶養義務者それぞれの市区町村民税所得割額が23万5千円未満（ただし、住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除の控除前の税額） 	健康保険自己負担額から福祉医療費一部負担金を差し引いた額	補助率 県 50% （市単独分を除く）
高齢重度障害者	後期高齢者医療制度に加入している65歳以上の身体障害者手帳1～3級、精神手帳1級及び療育Aの認定者	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限あり 本人と配偶者、扶養義務者それぞれの市区町村民税所得割額が23万5千円未満（ただし、住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除の控除前の税額） 	後期高齢者医療制度による医療費の自己負担金から福祉医療費一部負担金を差し引いた額	補助率 県 50% （市単独分を除く）

母子・父子・遺児	18歳到達後の最初の3月末までの児童を養育する父母及び児童・遺児 ただし高校等在学中の場合は20歳到達月末まで	・所得制限あり ・父母等扶養義務者の所得限度額は、192万円 ・扶養1人につき38万円の加算	健康保険自己負担額から福祉医療費一部負担金を差し引いた額	補助率 県 40% (市単独分を除く)
----------	--	--	------------------------------	------------------------

(2) 福祉医療助成の実績

ア 県制度分

※受給者数は令和5年度末時点

種 別		老人医療	重度障害者医療	高齢重度障害者医療	母子家庭等医療	乳幼児等医療	こども医療
現物	件数(件)	1,506	20,993	16,921	4,464	91,732	46,085
	金額(円)	2,389,264	122,242,196	79,111,352	11,556,595	198,995,724	109,418,779
償還	件数(件)	80	1,472	1,575	324	843	1,026
	金額(円)	238,534	11,712,282	5,464,421	826,855	3,578,115	2,479,048
合計	件数(件)	1,586	22,465	18,496	4,788	92,575	47,111
	金額(円)	2,627,798	133,954,478	84,575,773	12,383,450	202,573,839	111,897,827
受給者数(人)		96	990	770	276	5,886	4,075

イ 市単独事業分

種 別		重度障害者医療	高齢重度障害者医療	母子家庭等医療	乳幼児等医療	こども医療
現物	件数(件)	4,518	6,994	4,626	24,997	28,435
	金額(円)	27,260,671	30,843,160	10,784,824	45,206,238	60,384,105
償還	件数(件)	332	580	358	184	484
	金額(円)	2,600,558	1,909,189	804,511	1,405,380	1,451,204
合計	件数(件)	4,850	7,574	4,984	25,181	28,919
	金額(円)	29,861,229	32,752,349	11,589,335	46,611,618	61,835,309
受給者数(人)		195	299	287	1,809	5,185

※市単独事業対象者

○(高齢)重度障害者医療

- ・身体障害者手帳3級
- ・県制度対象障害等級の対象者で、本人と配偶者、扶養義務者それぞれの市民税所得割額が23万5千円未満、かつ、その合計が23万5千円以上の場合(県対象は本人と配偶者、扶養義務者の市民税所得割額の合計が23万5千円未満)

○乳幼児等・こども医療費

- ・ 県制度所得制限超過者
 - ・ 高校生等の通院、入院
- 母子家庭等医療費
- ・ 県制度所得制限超過者